

高松市やすらぎ苑公害測定業務仕様書

高松市やすらぎ苑における、排出ガス中のダイオキシン類の測定を決められた方法で実施し、正確な分析結果を報告する。

件名 「ダイオキシン類調査業務」

測定項目	採取方法
排出ガス中のダイオキシン類	排出ガス中のダイオキシン類の測定方法 JIS K 0311 (2020)
	分析方法
	排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（機器分析法） （環境省水・大気環境局総務課 平成 22 年 3 月） 平成 17 年環境省告示第 92 号第 3 の 1） （ガスクロマトグラフ高分解能質量分析計による方法）

計量項目	計量方法
ばいじん	JIS Z 8808
硫黄酸化物	JIS K 0103 （イオンクロマトグラフ法）
窒素酸化物	JIS K 0104 （イオンクロマトグラフ法）
塩化水素	JIS K 0107 （チオシアン酸水銀（Ⅱ）吸光光度法）

測定回数 2年に1回

- 測定日については、火葬件数の状況に合わせ、高松市やすらぎ苑管理者との打ち合わせにより決定すること。
- 報告書の提出については、2ヶ月以内とする。
- 測定に関する協議は事前に行い、変更があった場合は速やかに連絡・報告を行うこと。
- その他については、随時協議するものとする。

高松市やすらぎ苑公害測定業務仕様書

1 測定回数 各項目年 1 回

2 測定内容

ア 悪臭測定

測定項目	測定場所	分析方法	測定条件
a) 悪臭物質 アンモニア メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル トリメチルアミン スチレン アセトアルデヒド プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	排気筒	昭和47年 環境庁告示第9号 に準拠する	1 基稼働 1 基 2 回続けてサンプルを採取する 着火後 5 分より開始する
b) 官能試験 臭気濃度		環境庁告示第63号	

高松市やすらぎ苑地下貯蔵タンク等漏洩点検業務仕様書

1 総 則

高松市やすらぎ苑の地下貯蔵タンク（白灯油）及び地下埋設配管設備の異常を早期に発見し、漏洩事故等を未然に防止する目的として本業務を行う。

2 一般事項

- (1) この仕様書に示されていない事項で、他との関連性から判断して管理者が必要と認めた場合は、協議のうえ実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務を実施する従事者の配置に当たっては、経験豊富で有能な技術者を選ばなければならない。
- (3) 受託者は作業終了後、翌月末までに業務完了届を作成し管理者へ提出すること。
- (4) 管理者は受託者に対して、業務の実施結果が契約書およびこの仕様書に適合しないと認めるときは、その業務の内容変更または手直しを命ずることができる。
- (5) 受託者は、設備機器等の破損および異常箇所を発見したときは、直ちに管理者に報告して指示を受けなければならない。
- (6) 業務を実施するために使用する資材、機器等はすべて品質良好なものを使用し、新製品または疑わしい物は十分テストの上、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

3 業務内容及び設備概要

業務内容については、別紙地下タンク貯蔵所点検表に記載されている事項を実施することとする。また、設備概要は別紙高松市やすらぎ苑地下貯蔵タンク等設備概要のとおりとする。

4 業務実施回数 年1回

5 業務実施日

点検業務は、原則として友引の日に行うこと。ただし、執務に支障のない箇所および管理者の指示があった場合は、この限りではない。

6 契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし期限満了1か月前までに(株)五輪または昭和機器工業(株)から異議申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間継続できるものとし、その後もこの例によるものとする。

高松市やすらぎ苑地下貯蔵タンク等設備概要

1. 地下貯蔵タンク概要

施設区分	地下タンク貯蔵所
設置許可	平成7年8月28日
許可番号	第675号
設置方法	直埋設
種類	鋼製タンク
形状	円筒形
容量	3,000ℓ
内径	1,200mm
胴長	2,700mm
板厚	6.0mm
品目	白灯油

2. 地下貯蔵タンク図面および地下埋設配管図面 別紙の通り

火葬炉保守点検仕様書

高松市やすらぎ苑

分類	番号	名 称	点検項目	点 検 内 容
A 火 葬 炉	1	断熱扉及び開閉装置の状態	ア. キャスタブルの脱落 イ. チェンブロックの動作 ウ. 扉塗装の剥離 エ. その他	表面塗装の確認を行い、扉を上下させ機能的に作動をチェックし、かつ油漏れ等の外観も合わせて確認する。 リミットスイッチの入っているものはその作動も合わせてチェックする。
	2	ロストルの消耗度	ア. 焼きべり、歪み、曲がり 度合い イ. その他	使用体数及び交換日記をチェックし、消耗度をチェックする。 また、ストック状況もチェックする。
	3	台車の消耗度	ア. 耐火物のクラック及び剥離 イ. 金杵の歪み及び焼きべり ウ. 動き及びクリアランス エ. その他	台車施工耐火物に異常なクラックや剥離及び脱落がないかを確認する。金杵に歪みや焼きべり等がないかを確認する。 台車表面に悪臭等の問題点があるかを確認する。 補修及び入替年月日のチェックを行う。
	4	炉内煉瓦の状態	ア. 天井アーチ部の損傷 イ. 側壁部の損傷 ウ. 異型煉瓦の損傷 エ. 投入口廻りの損傷 オ. セラミックファイバーの損傷 カ. その他	炉内へ入り、煉瓦のクラックや脱落がないかを確認する。 台車式の場合は、特にセリ出し異型煉瓦のクラックや脱落に注意を要する。
	5	その他の付属部品の状態	ア. サイトホルの損傷 イ. 中間ダンパーの損傷及び動作不良 ウ. 点検口の損傷 エ. 火葬炉バーナーの駆動動作不良 オ. その他	火葬炉に付属している機器の外観及び動作上のチェックを行う。
B 再 燃 炉	1	炉内煉瓦の状態	ア. 天井アーチ部の損傷 イ. 側壁部の損傷 ウ. 焼き玉絞りの損傷 エ. チェッカーの損傷 オ. その他	炉内へ入り、煉瓦のクラックや脱落がないかを確認する。 特に再燃焼炉は、点検する機会が少ないのでチェッカーや焼き玉絞り機構に損傷がないかを確認する。
	2	その他の付属部品の状態	ア. マンホール部の損傷 イ. 支煙道ダンパーの損傷 ウ. その他	再燃焼炉廻りに付属している機器の外観及び動作または脱落がないかを確認する。

分類	番号	名 称	点検項目	点 検 内 容
C 排 気 装 置	1	共通煙道の状態	ア. 内部煉瓦の損傷 イ. 灰の堆積状態 ウ. その他	マンホールより内部へ入り、煙道内の煉瓦の損傷を確認する。
	2	煙道ダクトの状態	ア. 内部の損傷 イ. 保温の損傷 ウ. その他	外観上、保温が損傷していないかを確認し、共通煙道内よりダクト内部をチェックする。
	3	排気筒の状態	ア. 排気筒内部の損傷 イ. 防雨カバーの汚れ及び損傷 ウ. その他	屋上より排気筒内部を点検する。 また、外観上防雨カバー等が汚れていないかどうかを確認する。
	4	ジェットポンプエッターの状態	ア. ジェットノズルの損傷 イ. エッター内耐火物の損傷 ウ. その他	エッター内の状態をマンホールより点検する。
	5	排気ファンの状態	ア. インペラーの点検 イ. 回転状態の点検 ウ. 振動または異音 エ. ファンベルトの点検 オ. その他	マンホールを開け、インペラーの付着物の有無等 をチェックする。
D 燃 焼 装 置	1	チルチング式オイルバーナー	ア. コンバスターの消耗 イ. フレーム状態 ウ. オイル流量チェック エ. その他	バーナーに点火し、フレームの状態及び本体コンバスターの消耗についてチェックする。 また、流量計により流量を確認する。
	2	再燃炉サイレントバーナー	ア. 空燃比の割合 イ. リンケージの動き及び接続 ウ. オイル流量チェック エ. その他	コントロールモーターのリンケージを外し、エアレバーを動かしてみる。空燃比の割合をチェックし、高・低燃焼のオイル量をチェックする。
	3	ターボブロー	ア. フィルターの目詰まり イ. 回転状態及び電流値の確認 ウ. その他	フィルターを点検し、目詰まりしている場合は指示し、水洗いを行ってもらう。 動力を入れて、異音及び負荷状態を確認する。
	4	風圧レギュレーター	ア. 動作チェック イ. その他	ブローを運転し、一定圧力及び設定圧力になるかを確認する。

分類	番号	名 称	点検項目	点 検 内 容
D 燃 焼 装 置	5	燃焼用空気元バタ弁 及び開閉装置	ア. 動作チェック イ. その他	バタ弁の開閉状況及び開閉装置を動作させ リミットスイッチ等のチェックを行う。
	6	オイルポンプ	ア. 回転チェック イ. 吐出圧のチェック ウ. 油漏れチェック エ. その他	手で回して軽く回ることをチェックし、また、動力を入れて振動、異音のないことを確認する。 また、吐出圧が正常かどうかをチェックする。
	7	オイルスレーナ	ア. スレーナ内部の点検 イ. その他	スレーナ内のフィルターの損傷及び目詰まりがないかを両方ともにチェックする。
	8	オイルリーフバルブ	ア. 弁の動作チェック イ. その他	ハンドルを左右に動かして圧力が正常に変動していかをチェックする。
	9	オイル流量計	ア. 積算及び瞬間の流量 チェック イ. その他	実際の燃焼を行い、積算計と瞬間流量計の指示をチェックする。
	10	油圧調節弁	ア. 油漏れ及び作動圧力の チェック イ. その他	2次圧側を0(ゼロ)圧にして圧力計が正常なことを確認し、1次側に圧力をかけ調整の状況をチェックする。
	11	オイルレギュレーティングコック	ア. 流量チェック イ. 油漏れチェック ウ. その他	油漏れがないかをチェックし、目盛に対するオイル量を点検する。
	12	オイルフィルター	ア. 油漏れチェック イ. その他	上部ハンドルがスムーズに回せるかどうかをチェックする。
	13	エアフレキシブル	ア. 油漏れチェック イ. その他	空気圧をかけリークがないかをチェックする。
	14	オイルフレキシブル	ア. 油漏れチェック イ. その他	オイルを流し油漏れがないかをチェックする。
	15	その他の燃焼機器		サイトホール、バルブ、コック等のチェックを行う。

分類	番号	名 称	点検項目	点 検 内 容
E 電 気 制 御 機 器	1	制御盤 (動力盤、テスク盤、 グラフィック盤、点火盤)	ア. 電流計の設定及び負荷 イ. サーマル設定のチェック ウ. ランプテスト エ. その他	動力盤面の電流計の指針が正常であるかをチェックし、また、定格電流の設定が良好かを確認する。 盤内のサーマル設定をチェックし、ランプが正常につくかをテストする。
	2	再燃焼温度指示調節計 (コントロールモーター含む)	ア. 自動制御チェック イ. 熱電対の損傷 ウ. その他	再燃焼バーナーの高燃焼、低燃焼を手動回路を使ってチェックする。 また、温度指示調節計の設定をチェックすると共に指針が正常かどうかを確認する。
	3	排ガス温度指示調節計 (コントロールモーター含む)	ア. 自動制御チェック イ. 熱電対の損傷 ウ. その他	冷却空気量の大小を手動回路を使ってチェックする。 その他は再燃焼用に準じます。
	4	炉圧指示調節計	ア. 自動制御チェック イ. その他	コントロールバタ弁とコントロールモーターの連結状況をチェックし、かつ作動させ正常に指示を行うかを確認する。
	5	炉圧発信器	ア. 自動制御チェック イ. その他	コントロールバタ弁とコントロールモーターの連結状況をチェックし、かつ作動させ正常に指示を行うかを確認する。
	6	炎監視装置 (ウルトラビジョン、 プロテクトリレー)	ア. 失火警報テスト イ. その他	オイルバルブを開にしてバーナー失火警報を出しチェックする。
	7	オイル電磁弁	ア. 作動チェック イ. 熱・うなり等 ウ. その他	電源を通し、作動させ、実際の状況をチェックする。
	8	各圧力スイッチ	ア. 作動チェック イ. その他	実際に作動させ、チェックする。
	9	微圧計、圧力計	ア. 正常圧チェック イ. その他	運転時に正常な圧力を示すかどうかチェックする。
	10	その他の計装機器		

分類	番号	名 称	点検項目	点 検 内 容
F 付 属 部 品	1	電動キャリア台車 (手動も含む)	ア. 移送状況のチェック イ. バッテリーのチェック ウ. その他	実際に運転し、移送スピード等をチェックする。
	2	棺台車 (台車用)	ア. 移送状況のチェック イ. バッテリーのチェック ウ. その他	移送状況のチェック。 リフト状況のチェック。
	3	収骨台車 (台車用)	ア. 動きのチェック イ. 皿の状況等	
	4	受皿用台車 (ロストル用)	ア. 移送状況のチェック イ. その他	
	5	操作工具	ア. 焼きべり状況のチェック イ. その他	
	6	保守点検工具	ア. 紛失等のチェック イ. その他	
G 特 殊 付 帯 設 備	1	除塵フィルター	ア. 目詰まりのチェック イ. フィルター損傷のチェック ウ. その他	フィルターを抜き、チェックする。
	2	オイル地下タンク サービスタンク	ア. 油漏れチェック イ. 残量メーターチェック ウ. 下限警報チェック エ. その他	検知管口を開き、棒を入れて油漏れしていないかを確認する。 計量残量と実際入荷量との差がないかを確認する。
	3	化粧扉 (エアー式の場合は コンプレッサーも含む)	ア. 開閉状況のチェック イ. エンジンの異音等 ウ. その他	各炉を開閉し、状況を確認する。 エアー式の場合は、コンプレッサーのオイルやドレン抜きについても確認する。
	4	非常用発電機	ア. 正常に運転できるかを チェック イ. オイル量を確認 ウ. その他	実際に運転し、確認する。

分類	番号	名 称	点検項目	点 検 内 容
G 特 殊 付 帯 設 備	5	遺体冷蔵庫 (動物冷凍庫含む)	ア. 冷蔵状況のチェック イ. その他	
	6	大型掃除機	ア. 使用状況 イ. その他	
	7	化粧前室	ア. 化粧板等の損傷 イ. その他	内部をチェックする。
	8	固定炉内棺搬送装置	ア. 運転状況のチェック イ. 異音等のチェック ウ. その他	台車等を移動させ、実際の状況をチェックする。
	9	煤煙濃度計	ア. 警報チェック イ. 指示(ゼロ)チェック ウ. その他	作動状況をチェックする。
	10	地震感知装置 (安全弁も含む)	ア. 作動チェック イ. その他	実際に振動させ、停止状況をチェックする。
	11	テレビモニター装置	ア. 作動チェック イ. その他	ブラウン管の映りをチェックする。
	12	その他		

分類	番号	名 称	点検項目	点 検 内 容
H 付 属 部 品	1	パルスエア-	ア. パイロットバルブの作動 チェック イ. ダイアフラムバルブの作 動チェック ウ. タイマーの作動チェック エ. ろ布の状況チェック オ. エア-洩れ、異音のチェック カ. その他	実際に運転をして状況を確認する。
	2	ルーツプロア	ア. 回転状況のチェック イ. 振動・異音のチェック ウ. ベルトの状況チェック エ. 吸引圧力の状況チェック オ. 調節計、コントロール モーターの作動チェック カ. その他(オイル等)	目視確認。 手触りでの確認をする。 実際に運転をして状況を確認する。
	3	ロータリーバルブ	ア. 回転状態のチェック イ. 振動・異音のチェック ウ. チェーン状況のチェック エ. その他	実際に運転をして状況を確認する。
	4	エア-コンプレッサー	ア. 回転状態のチェック イ. 振動・異音のチェック ウ. 圧力スイッチの作動チェック エ. オイル・ドレインのチェック オ. その他	オイル・ドレイン等目視確認。 運転状況での確認をする。
	5	粉碎機	ア. 回転状況のチェック イ. 振動・異音のチェック ウ. その他	目視確認。 運転状況での確認をする。
	6	その他の付属品 (クレバ-イス・ホ-ス等)		目視確認。

高松市やすらぎ苑残骨灰処理業務委託仕様書

この仕様書は、高松市やすらぎ苑における火葬残骨灰および集塵灰（以下「残骨灰」という。）処理委託業務について、必要な事項を定める。

1. 業務内容

高松市やすらぎ苑に保管する残骨灰を「墓地、埋葬等に関する法律」に鑑み、適正に処理し最終埋葬地に運搬、埋骨、供養するものとする。

2. 実施期間および場所等

- (1) 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 実施時期 10月・2月の2回とする。
- (3) 実施場所 高松市やすらぎ苑 高松市香川町川内原2200番地

3. 遵守事項

委託業務の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 残骨灰の処理は、遺族および市民感情並びに環境に配慮した適正な処理をすること。
- (2) 残骨灰の取り扱いは、丁重に行い不敬にわたることのないようにすること。
- (3) 残骨灰を運搬するにあたっては、運搬中飛散することのないよう十分留意すること。
- (4) 残骨灰の中間処理方法は、乾式処理工程とすること。
- (5) 残骨灰、集じん灰を混合することなく、また動物の残骨と区分し、適正な処理をすること。
- (6) 火葬業務の運営に支障をきたさないようにすること。
- (7) 作業が完了したときは、清掃し整理整頓をすること。
- (8) その他、やすらぎ苑管理者の指示に従うこと。

4. 報告書の提出

委託業務完了後、次の各号に掲げる事項について「高松市やすらぎ苑火葬残骨灰処理業務実施報告書」を作成し、提出しなければならない。

- (1) 搬出、運搬における写真。
- (2) 乾式中間処理工程の状況写真。
- (3) 中間処理段階で生じた廃棄物および集じん灰の処理について確認できる書類。
- (4) 残骨灰の最終埋葬の状況写真。
- (5) 残骨灰の供養の状況写真。
- (6) その他、やすらぎ苑管理者が必要とする書類。

5. その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

高松市やすらぎ苑自家用電気工作物保安管理業務仕様書

高松市やすらぎ苑（以下 当事業場 という）の自家用電気工作物保安管理の受託業務の仕様書は次の通りとする。

1. 受託の目的

自家用電気工作物（以下 電気工作物 という）については、電気事業法第43条、同施工規則第52条第2項及び第52条の2第2号に定める要件に該当する者として、当事業場が管理する施設の電気設備について保安管理業務の受託を行い、電気工作物の保全確保を目的とし、当該電気工作物を経済産業省令で定める電気基準に適合するように保持し、事故を未然に防止するため、高圧受電設備および低圧電灯、動力設備の停電試験および点検を合わせて行うものとする。

2. 受託場所

香川県高松市香川町川内原2200番地 高松市やすらぎ苑

3. 設備内容

- (1) 受電電圧 6.6KV
- (2) 受電設備容量 225KVA
- (3) 受電種別（使用時間） 常時
- (4) 発電設備 非常用予備発電装置 60KVA 0.2KV

4. 受託期間

2022年4月1日～2023年3月31日まで

5. 業務の内容

(1) 定期的に保安管理する業務

- ① 電気工作物に関する維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省で定める技術基準の規定に適合しない事項または適合しない恐れがある時は、必要な指導、助言を行う。
- ② 電気事故その他で電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れがある場合において、当事業場もしくは四国電力株式会社から通知を受けた時は、事故原因を調査し、応急措置を指導して、再発防止に取るべき指導、助言をすると共に、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導を行う。

- ③ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち合いについては、その都度、当事業所の通知に基づいて、受託者は直ちに保安業務担当者等を派遣して行うものとする。

(2) 低圧電路の状態監視業務

- ① 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下 絶縁監視装置 という）を設置し、（設置できない施設を除く）常時監視するものとする。
- ② 絶縁監視装置から警報が発生した場合、受託者の保安業務担当者は、当該電気設備の状態を確かめ、当事業場の連絡責任者に連絡するものとする。
- ③ 絶縁監視装置から警報を受けた場合、受託者の保安業務担当者は当事業場の連絡責任者に連絡し、指導、助言を行うと共に、必要に応じて臨時点検を行う等、適切な措置を講じることとする。

(3) 随時実施する保安管理業務

- ① 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続を行う。
- ② 電気工作物の設置または変更の工事について、市等の通知を受けて、別表「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行う。

(4) 異常事態発生時の保安管理業務

災害及び事故などの異常事態発生時は直ちに対応し、必要な措置を講じる。また、当事業場から業務に関する立会等を要請された場合は、対応することとする。なお、大規模災害発生時も含めた対応について、組織の体制フロー図を作成し提出する。

6. 相互の通知

以下の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的な内容を直ちに当該事業場に通知する。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- (4) 電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合、施行する場合及び工事が完成した場合
- (5) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (6) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することが出来る体制を整備する場合
- (7) 業種、代表者、事業場の名称または所在地に変更があった場合
- (8) 四国電力株式会社との契約電力を変更する場合
- (9) その他必要な場合

7. 実施日程等

実施日程については、受託者と協議の上、当事業場が定めるものとする。

8. 記録の確認等

受託者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、当事業場の所有する電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

9. 業務従事者の資格等

(1) 受託者は、保安管理業務を実施する者（以下 従事者 という）には、電気主任技術者免状の交付を受けている者を選任する。

(2) 従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補佐させるものとする。

10. 記録の保持

受託者が実施した保安管理業務の結果の記録等は、相互において3年間保存するものとする。但し、重大事故に関する記録については、5年間保存するものとする。

11. 再委託の禁止

契約した業務の全部または一部を他の者に再委託することを禁ずる。

12. 機密の保持

受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

13. 契約の変更等

契約期間内で以下のいずれかに該当する場合は、契約変更とする。

(1) 設備容量が変更された場合

(2) 受電電圧が変更された場合

14. 契約の解除等

当事業場の電気工作物が、以下のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

(1) 廃止された場合

(2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合

(3) 一般用電気工作物となった場合

(4) 受電電圧が7000ボルトを超えた場合

15. その他

この仕様書に定めのない事項及び各項の解釈について、疑義を生じた場合は、その都度協議するものとする。

高松市やすらぎ苑浄化槽維持管理業務委託仕様書

業務

高松市やすらぎ苑の浄化槽を正常な機能を維持し、その放流水が環境衛生上支障のない適正な水質を確保できる目的として次の業務対象設備の点検整備等を行い、浄化槽維持管理業務を実施するものとする。

1 業務対象浄化槽

分 類	合併処理
処理対象人員	120人槽
処 理 方 式	原水ポンプ槽＋沈殿分離接触ばっ気方式
槽 の 構 造	強化ポリエステル樹脂（FRP）

2 業務対象浄化槽機器

機器名	型 式	台 数
送風機	DSR1950-BC	2台
原水ポンプ	4-PUT	2台
非常用ポンプ	-	1台
放流ポンプ	3-PNT	2台
汚泥引抜ポンプ	TE2-25RC	2台
フロートスイッチ	RF-4	6台
有圧換気扇（低騒音形）	FY-25GSU2	1セット
保護ガード	FY-GGH251	
換気用温度スイッチ	FY-ST032	
汚水処理装置制御盤	屋内壁掛型（機械室内）	1面

3 履行期限 令和3年4月1日から令和4年3月31日

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし期限満了1か月前までに(株)五輪または(株)ガイアから異議申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間継続できるものとし、その後もこの例によるものとする。

4 保守点検回数 月2回（年間24回）

- (1) 点検による薬剤投入、雑材・消耗品(オイル、 그리스、Vベルト等)の交換も必要に応じ行うものとする。
- (2) 緊急時については、常に連絡が取れ対応ができるようにし、緊急時対応に伴う費用は、保守点検（月2回）に含むものとする。

5 水質検査回数 年1回

および項目

- (1) 水素イオン濃度 (pH)
- (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)
- (3) 化学的酸素要求量 (COD)
- (4) 浮遊物質 (SS)
- (5) 大腸菌群 (処理水に含まれる菌の数。滅菌状態を把握する指標とする。)
- (6) 全窒素
- (7) 全りん

6 除外事項

- (1) 作業時の電気・水道料金。
- (2) 浄化槽設備 (機器類) の修理費。
- (3) 浄化槽法第11条検査費。

7 その他

- ・斎場の運営に支障をきたさないこと。
- ・業務終了後、その結果について高松市やすらぎ苑管理者に報告すること。
- ・高松市やすらぎ苑管理者の指示に従うこと。

この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、高松市やすらぎ苑管理者と協議の上、決定する。

高松市やすらぎ苑浄化槽汚泥引抜清掃業務委託仕様書

業務

高松市やすらぎ苑の浄化槽を正常な機能を維持し、その放流水が環境衛生上支障のない適正な水質を確保できる目的として次に掲げる作業を行い、浄化槽汚泥引抜清掃業務を実施するものとする。

- 1 業務対象浄化槽 原水ポンプ槽＋沈殿分離接触ばっ気方式 120人槽
- 2 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日
本契約の有効期間は、1年間とする。ただし期限満了1か月前までに(株)五輪または農協清掃(株)から異議申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間継続できるものとし、その後もこの例によるものとする。
- 3 汚泥引抜回数 年1回
- 4 汚泥引抜処分量 5 m³
- 5 報告書の提出 受託者は作業終了後、翌月15日までに業務完了届出書を提出するものとする。
- 6 その他 斎場の運営に支障をきたさないこと。
高松市やすらぎ苑管理者の指示に従うこと。

この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、高松市やすらぎ苑管理者と協議の上、決定する。

高松市やすらぎ苑の警備業務仕様書

高松市やすらぎ苑の施設保全を確保する必要があるため、警備業務を委託し、やすらぎ苑の円滑な管理運営を図ろうとするものである。

1 業務内容

- (1) やすらぎ苑設備等を警報装置により火災監視・防犯に関するサービスならびに安全確保のための警備業務を実施する。
- (2) やすらぎ苑設備等について、保全および安全等に影響があると認められるときは、関係機関等へ通報連絡するとともに適切な処理を行う。

2 警備隊作用施設

高松市やすらぎ苑

3 期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 警備時間

17:00～翌8:30

5 警備方法

警報装置およびこれに付帯する一切の設備について別紙の端末機設置図面により設置すること。

6 警備報告

毎日の警備状況を作成し、翌月の15日までに報告するものとする。

7 その他

- (1) 契約に当たっては、警備実施要領（計画書）および機器設置図面を提出する。なお必要な図面は、貸出しする。
- (2) 火葬および通夜等の関係上、警備時間帯であってもやすらぎ苑を使用する場合がありますので警備実施に当たっては処理について決定業者と協議する。
- (3) 警備に必要な機器・装置等の設置に要する期間中は善良な方法をもって警備を行う。

この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、高松市やすらぎ苑管理者と協議の上、決定する。

高松市やすらぎ苑日常清掃業務仕様書

1 総 則

高松市やすらぎ苑の生活環境をより衛生的に保持し、やすらぎ苑利用者等に、常に清潔かつ爽快な環境を提供することを目的とする。

2 一般事項

- (1) この仕様書に示されていない事項で、他との関連性から判断して(株)五輪(以下「甲」という。)が必要と認めた場合は、協議のうえ実地するものとする。
- (2) 受託者(以下「乙」という。)は、業務を実地する従事者の配置に当たっては、経験豊富で有能な技術者を選ばなければならない。
- (3) 毎日、清掃業務日誌を作成し、当月分を翌月 15 日までに甲に提出すること。
- (4) 甲は乙に対して、業務の実施結果が契約書およびこの仕様書に適合しないと認めたときは、その業務の内容変更または手直しを命ずることができる。
- (5) 乙は、やすらぎ苑建物、設備機器、什器その他に破損および異常箇所を発見したときは、直ちに甲に報告して指示を受けなければならない。
- (6) 業務を実施するために使用する資材、機器等はすべて品質良好なものを使用し、新製品または疑わしい物は十分テストの上、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 業務内容および清掃箇所

別紙、清掃作業一覧表および高松市やすらぎ苑清掃箇所および面積一覧表のとおりとする。

4 履行期間

令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月 31 日

5 作業時間

日常清掃は、原則として友引の日および 1 月 1 日を除く午前 8 時 30 分から 12 時までの間で実施すること。

6 作業人員

1 日 2 名とする。

この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、齋場担当者と協議の上、決定する。

清 掃 作 業 一 覧 表

- 1 床面清掃(掃除機による清掃)
- 2 床面清掃 (箒による清掃、床面の水洗い又はモップ等による艶出)
- 3 乾拭き又は雑巾掛け
- 4 天井・壁面・室名板等室内備品のほこり払い
- 5 灰皿の処理 (吸い殻の取捨、缶類の後始末)
- 6 表示板・案内板等の拭き掃除
- 7 扉・壁面の清掃 (中性洗剤又は乾式きによる汚れ落とし)
- 8 斎場の仏具および音響設備のほこり払い
- 9 告別室・収骨室・収骨準備室・台車室・霊安室・および炉前ホールの仏具および火葬備品類のほこり払い
- 1 0 待合室1・2・3・5・6の畳の部屋および押入れの整理整頓および清掃
- 1 1 炉作業室・機械室・発電機室・動物炉を除く全苑舎金属部分の清掃
- 1 2 湯沸し室・手洗い・便所・風呂場等の清掃 (中性洗剤による洗浄・トイレットペーパー・石鹼水の補充)
- 1 3 女子便所・手洗い所の汚物処理
- 1 4 湯沸し室等の茶殻の処理
- 1 5 雨樋・排水管の清掃 (汚泥・ごみ等の取り除き)
- 1 6 敷地内の除草
- 1 7 敷地内の植木の手入れおよび散水等
- 1 8 敷地内(駐車場)の清掃および屑入れまた、吸殻入れの清掃
- 1 9 苑内のガラス拭き

清掃作業除外事項

- 1 自動販売機設備営業に直接関係のある備品
- 2 雑排水槽内部施設および屋外排水口
- 3 浄化槽内部施設
- 4 消火施設
- 5 湯沸し室の食器類
- 6 事務室・書庫・制御室の備え付けの書棚・キャビネット・机類の内部および机上の書類ならびに机の拭き掃除
- 7 カーテン・座布団類の洗濯
- 8 炉作業室・制御室・機械類・残灰室・発電機室・事務室及び動物炉棟内の機械類

立ち入り禁止場所(危険箇所)

- 1 発電機室・残灰室・動物炉棟内・人納骨棟内・動物骨棟内・浄化槽・機械室およびキュービクル設置内

高松市やすらぎ苑清掃箇所および面積一覧表

待 合 棟

名 称	面 積(m ²)	備 考
待合ロビー	154.96	カーペット
喫茶コーナー	13.84	Pタイル
湯沸室	6	Pタイル
エントランスホール	45.88	床石(ミカゲ石)
風除室	12	床石(ミカゲ石)
事務室	23.56	カーペット
会議室	29.48	Pタイル
書庫	6.92	Pタイル
便所(男性・女性)	52.68	Pタイル・タイル
待合室1・2・3	89.48	畳・縁
小計	434.80	
ガラスについては、作業可能な範囲とし高所は除くものとする。		

火 葬 棟

名 称	面 積(m ²)	備 考
エントランスホール	96.88	床石(ミカゲ石)
廊下	73.64	床石(ミカゲ石)
収骨室 1	38.48	床石(ミカゲ石)
収骨室 2	38.48	床石(ミカゲ石)
収骨準備室	30.52	コンクリ
告別室 1	44.16	床石(ミカゲ石)
告別室 2	44.16	床石(ミカゲ石)
炉前ホール	69.04	床石(ミカゲ石)
見送りホール	117.16	床石(ミカゲ石)
休憩室 2(清掃員用)	8.92	畳
小計	561.44	
ガラスについては、作業可能な範囲とし高所は除くものとする。		

斎 場 棟

名 称	面 積(m ²)	備 考
斎場ホール	74.44	床石(ミカゲ石)
回廊	35.64	床石(ミカゲ石)
式場	112.92	床石(ミカゲ石)
待合室 5・6	33.52	床石(ミカゲ石)
便所(男性・女性)	13.96	コンクリ
風除室	12	床石(ミカゲ石)
小計	282.48	床石(ミカゲ石)
ガラスについては、作業可能な範囲とし高所は除くものとする。		

高松市やすらぎ苑定期清掃業務仕様書

1 総 則

高松市やすらぎ苑の生活環境をより衛生的に保持し、やすらぎ苑利用者等に、常に清潔かつ爽やかな環境を提供することを目的とする。

2 一般事項

- (1) この仕様書に示されていない事項で、他との関連性から判断して管理者が必要と認めた場合は、協議のうえ実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務を実施する従事者の配置に当たっては、経験豊富で有能な技術者を選ばなければならない。
- (3) 受託者は作業終了後、すみやかに業務完了届を作成し管理者へ提出すること。
- (4) 管理者は受託者に対して、業務の実施結果がこの仕様書に適合しないと認めたときはその業務の内容変更または手直しを命ずることができる。
- (5) 受託者は、やすらぎ苑建物、設備機器、什器その他に破損および異常箇所を発見したときは、直ちに管理者に報告して指示を受けなければならない。
- (6) 業務を実施するために使用する資材、機器等はすべて品質良好なものを使用し、新製品または疑わしい物は十分テストの上、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

3 業務内容及び清掃箇所・面積等

高松市やすらぎ苑定期清掃業務実施基準一覧表のとおりとする。

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし期限満了1か月前までに(株)五輪またはハウス美装工業(株)から異議申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間継続できるものとし、その後もこの例によるものとする。

5 業務実施回数及び実施時期

年2回とし、9月及び3月に実施するものとする。

6 業務日

定期清掃は、原則として友引の日に行うこと。ただし、執務に支障のない箇所および管理者の指示があった場合は、この限りではない。

7 立ち入り禁止場所（危険箇所）

発電機室・機械室・残灰室・動物炉棟・人納骨棟・動物納骨棟・浄化槽およびキュービクル設置箇所内。

高松市やすらぎ苑消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

高松市やすらぎ苑に設置している消防用設備の設備・機能の点検を年2回実施し、施設の安全と防火設備の機能保全を目的とする。

2 点検対象設備

(1)	受信機P-1級	10回線	1式
(2)	差動スポット		40個
(3)	定温スポット		18個
(4)	煙感知器		13個
(5)	発信機		5個
(6)	電鈴		5個
(7)	常用電源		1式
(8)	予備電源		1式
(9)	配線点検費(絶縁測定)		1式
(10)	消火器		17本
(11)	誘導灯		1式

3 業務履行回数

年間2回の点検とし、うち1回は総合点検を行い管轄消防局に報告書を提出する。

4 支払条件

分割払

各回の保守点検業務実施完了確認後、適法な請求があった月の翌月末日に支払うものとする。(年2回払)

5 その他

- (1) 保守点検業務実施中、各機器の部品の取替その他の修理を要する箇所を発見した場合は、その都度市へ連絡し、その指示を受けるものとする。
- (2) その他不明な点が生じた場合、高松市やすらぎ苑管理者と協議して決定するものとする。

6 この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、高松市やすらぎ苑管理者と協議の上、決定する。

高松市やすらぎ苑空調設備等保守点検業務仕様書

高松市やすらぎ苑の空調機器（冷房機・暖房機）、換気設備、受水槽を運転する際に支障のないよう整備し初期の性能を長期間保存させる本定期として本業務を行う。

I 空調機器（冷房機・暖房機）運転・稼働中の点検作業（年2回）

1 共通点検

- ① 本体内外の点検・清掃
- ② 電源回路の点検（接触等）
- ③ 電気系統の点検（絶縁等）
- ④ 運転時の電圧（V）
- ⑤ ドレンの排水状況の点検

2 エアコンの点検

- ① エアフィルターの点検清掃
- ② クーラーの放熱器の点検清掃
- ③ 運転音の点検
- ④ 風量の点検
- ⑤ 運転時の吐出パイプ温度
- ⑥ 運転時の吸込パイプ温度
- ⑦ 空気吸込温度、吹出温度及び温度差

II 換気設備保守点検作業（年1回）

- 1 排気ファン（ストレートシロッコファン設備）
- 2 給気ファン（ストレートシロッコファン設備）
 - ① 防虫網清掃、外観調査

III 受水槽清掃点検作業（年1回）

1 受水槽内清掃

- ① 洗浄清掃
- ② 鉄錆除去
- ③ 水垢除去

2 受水槽点検

- ① 水槽周囲の状態
- ② 水槽本体の状態
- ③ 水槽上部の状態
- ④ 水槽内部の状態
- ⑤ マンホールの状態
- ⑥ オーバーフロー管の状態
- ⑦ 通気管の状態
- ⑧ ドレン管の状態
- ⑨ ボールタップの状況

- ⑩ フード弁・サクシヨン管の状況
- ⑪ 給水閘の状況
- ⑫ 電極の状況
- ⑬ 満減水警報装置の作動状況

3 水質検査(項目)

- ① 外観
- ② PH値
- ③ 周期
- ④ 味
- ⑤ 亜硝酸性窒素予備硝酸性窒素
- ⑥ 塩素イオン
- ⑦ 過マンガン酸カリウム消費量
- ⑧ 硬度
- ⑨ 濁度
- ⑩ 色度
- ⑪ 一般細菌
- ⑫ 大腸菌群

IV 除外次項

- 1 部品交換による補修費、機器破損による補修費

1. 空調機器品名・台数等

品名		台数	セット数	
マルチエアコン	9.0kw	室内機、床置	4台	1
マルチエアコン	4.8kw	室内機、天井カセット	2台	1
マルチエアコン	8.0kw	室内機、天井埋込	1台	
マルチエアコン	5.6kw	室内機、床置	4台	1
マルチエアコン	12.5kw	室内機、床置	2台	1
マルチエアコン	9.0kw	室内機、床置	2台	1
マルチエアコン	12.5kw	室内機、床置	3台	
マルチエアコン	12.5kw	室内機、ビルトイン	1台	1
マルチエアコン	9.0kw	室内機、ビルトイン	1台	
マルチエアコン	8.0kw	室内機、ビルトイン	2台	
マルチエアコン	6.3kw	室内機、ビルトイン	1台	
マルチエアコン	4.0kw	室内機、天井カセット	2台	1
マルチエアコン	5.6kw	室内機、天井カセット	1台	
マルチエアコン	7.1kw	室内機、ビルトイン	1台	
マルチエアコン	16.0kw	室内機、床置	2台	1
マルチエアコン	4.8kw	室内機、天井カセット	1台	
マルチエアコン	5.6kw	室内機、天井カセット	3台	1
マルチエアコン	16.0kw	室内機、床置	1台	
ルームエアコン	4.2kw	壁掛型	1台	1
カセット型エアコン	2.5kw	天井カセット	4台	1
ビルトイン型エアコン	14.0kw	天井埋込	1台	1

2. 換気設備・台数等

設備名	台数
ストレートシロッコファン (排気ファン)	7台
ストレートシロッコファン (給気ファン)	3台

3. 受水槽の大きさ

8. m³

高松市やすらぎ苑非常用発電設備保守点検業務仕様書

1 業務の内容

高松市やすらぎ苑1階発電室に設置している非常用発電設備（ヤンマーディーゼル 株式会社自家発電装置：YAP60FSS-6RX）の定期点検整備。主に発電機・制御盤・バッテリー等の正常な運転を確保する。また、設置設備の特性を十分把握した上で、非常用発電設備の機能を完全に維持するよう保守点検するものとする。

2 実施場所 高松市やすらぎ苑1階発電室内

3 実施回数 年2回

4 契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし期限満了1か月前までに(株)五輪または四国機電産業(株)から異議申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間継続できるものとし、その後もこの例によるものとする。

4 支払方法 完了払

検査合格後、適法な請求があった月の翌月末日に支払う。

5 その他

- ① 実施日程については、高松市やすらぎ苑管理者と協議のうえ、決定するものとする。
- ② 保守点検にあたり、異常等の確認があった場合は、高松市やすらぎ苑管理者に洩れなく報告を行う。

6 この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、高松市やすらぎ苑管理者と協議の上、決定する。

高松市やすらぎ苑植栽物保守管理業務委託仕様書

高松市やすらぎ苑敷地内の植栽物の保守管理について、次のとおりその業務を委託し実施するものとする。

1 業務内容

- (1) 樹木の剪定 年2回(低木は6月、高木は12月)実地
- (2) 樹木の予防 年2回実地

2 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 業務完了届出書の提出

受託者は各業務終了後、翌月15日までに業務実地報告書を提出すること。

4 その他

- (1) 斎場の運営に支障をきたさないこと。
- (2) ㈱五輪の指示に従うこと。

高松市やすらぎ苑自動扉保守点検業務仕様書

高松市やすらぎ苑の自動扉の性能を維持し常に、安全かつ良好な運転を保持するため本業務を行うものとする。

1 対象機器

機種 株式会社ナブコ製 DS-21型自動開閉装置一式 11台
DS-41型自動開閉装置一式 4台
(設置場所 高松市やすらぎ苑 斎場棟, 待合棟, 火葬棟)

2 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし期限満了1か月前までに(株)五輪またはナブコドア(株)から異議申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間継続できるものとし、その後もこの例によるものとする。

3 業務履行回数

対象機器の装置の故障を未然に防止するため 年2回定期点検整備を実施するものとする。

4 保守点検の内容

別紙のとおり

5 支払方法

年1回、適法な請求があった月の翌月末日に支払うものとする。

6 その他

その他不明な点が生じた場合、高松市やすらぎ苑管理者と協議して決定するものとする。

自動扉の保守点検は下記のとおりです

1 保守対象の設置場所

設置場所 高松市やすらぎ苑 斎場棟, 待合棟, 火葬棟
住 所 香川県高松市香川町川内原2200番地

2 保守点検整備の対象

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架部装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

3 保守点検整備の内容

①定期保守点検は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度, クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・ドアが当たっていないか, 摺れていないか点検整備
- ・消耗度の著しい部品はないか点検及び取替え

②不調時点検整備

受託者(以下「乙」という。)は, 委託者(以下「甲」という。)の故障呼び出しに応じ, 技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。この場合の費用は乙の負担とする。

4 保守点検整備等物品の負担区分

保守業務に係る消耗部品(ヒューズ, 潤滑油, 各種締結部品)は乙の負担とする但し, 保守以外下記の装置部品の取替え等を行う場合の費用は甲の負担とする。

〔 エンジン, コントローラー, 戸車, レール, 操作スイッチ
および検出スイッチ, 連結機構, ガラス, サッシ, 鍵錠等の建具類等 〕

高松市やすらぎ苑のごみ処理業務仕様書

令和4年度 一般廃棄物収集及び運搬業務委託

1 ごみ収集をする場所

高松市やすらぎ苑 香川県高松市香川町川内原 2200

2 ごみ収集内容と内訳について

(1) 収集回数：毎月2回（1日、15日）

(2) 予定排出量：100kg／月

3 契約期間について

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 その他

必要事項については協議の上、決定する。

高松市やすらぎ苑盆栽借上および管理業務仕様書

1 総 則

高松市やすらぎ苑内の環境整備、美観保持等のため配置する盆栽の借上および管理を行う。

2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし期限満了1か月前までに(株)五輪または松本ガーデンから異議申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間継続できるものとし、その後もこの例によるものとする。

3 業務内容

(1) やすらぎ苑管理者が指定する下記配置場所への盆栽の配置とその管理

(2) 盆栽借上数および配置場所

ア 規 格 大鉢 14個 (受け皿付き)

配置場所 待合ロビー2個・エントランスホール7個・見送りホール3個
齋場ホール2個

イ 規 格 中鉢 6個 (受け皿付き)

配置場所 待合ロビー6個

(3) 配置した盆栽の病害虫の防除、散水などやすらぎ苑管理者の指示に従い、管理業務を行う。

(4) 配置した盆栽は、毎月1回交換すること。(年間12回交換)

4 その他

(1) 配置した盆栽の配置替、取り替え等の必要が生じた場合、やすらぎ苑管理者の要請に応じるものとする。

(2) 配置した盆栽に事故が発生した場合は、請負者の責任において処理すること。ただしやすらぎ苑管理者の責任による場合はこの限りでない。

(3) 受託者は毎月の盆栽の配置とその管理が終了した後、翌月の15日以内に業務完了届を作成しやすらぎ苑管理者へ提出すること。

5 この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、高松市やすらぎ苑管理者と協議の上、決定する。